

無人自動運転サービスの実現に向けた計画策定等支援業務仕様書

1. 業務目的

少子高齢化、人口減少が進むなか、旅客や貨物の輸送ではドライバーの高齢化・人手不足が深刻化し、今後、運転士不足はさらなる影響を及ぼすと見込まれており、移動サービスの提供が困難となる地域の増加が懸念されている。

一方で、政府においては、多様な車両を用いたレベル4無人自動運転サービスを2025年度までに50カ所以上、2027年度までに100カ所以上実現するとともに、多様なサービスに展開できる事業モデルやインフラ・制度を構築するというマイルストーンを定め、無人自動運転サービスの実現に向けたステップが着実に進展している。

こうした状況を踏まえ、将来的に無人自動運転サービスが本県における持続的な地域公共交通ネットワークの構築に資する移動サービスの一つとしての活用が図られるよう、本県での無人自動運転サービスの実現に向けた社会実験等の取組を実施していくために必要な令和7年度～9年度の3カ年を対象期間とした推進計画の策定や推進体制の構築等を行う。

2. 業務内容

本業務では、本県での無人自動運転サービスの実現に向けた社会実験等の取組を実施していくために必要な推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づく推進体制の構築支援や国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）（以下、「国実証調査事業」という。）等の応募に向けた準備を行う。

（1）推進計画の策定支援

令和7年度から令和9年度の3カ年において、長崎県として県内における無人自動運転サービスの実現に向けた取り組み方針や導入モデル等の必要な事項を整理した推進計画について、策定支援を行う。

① 先行事例の調査

すでに無人自動運転サービスの実験を行っている他自治体等における実験目的、内容、結果等について本県での実施時に参考となる先行事例の調査を行う。

② 先行事例の分析

他自治体の事例について①で調査した内容を整理するとともに、検証内容については、技術面（様々な道路条件における技術的検証）、社会的受容面（住民の無人自動運転サービスの受入検証）、経営面（交通事業者の公共交通への受入検証）等、どのような観点で実施し、その結果どのようなアウトプットが得られ、今後本県において、どのように無人自動運転サービス導入を進めるのか、他自治体等から得た情報を詳細に分析する。

③ 実証フィールド選定

県内各地（都市部、郊外部、観光地等）の移動に関する様々な課題に対して、無人自動運転サービスによる解決を模索するために必要な基礎調査として、受注者が提案した実験候補地を基に、県と協議のうえ選定した地域について、潜在的な課題を洗い出すため、現地調査を行い地域特性や道路条件、交通状況を確認する。

上記調査を踏まえ、県内の地域特性（都市部、郊外部、観光地等）に応じた県内普及モデルのパターンを提案し、県と協議のうえ無人自動運転サービスの実証実験を行うフィールドを選定する。

④ 導入内容・方針整理

選定したフィールドに関係する基礎自治体及び交通事業者等と協議のうえ走行ルート等を選定し、必要性、実現可能性、実験着手までのハードル、実験時に想定されるトラブルとその解決手段、及びその他必要な事項等を整理し、資金計画を含めた無人自動運転サービスの実現に向けたロードマップを作成する。

⑤ 事業モデル案作成

将来的な基礎自治体、交通事業者における無人自動運転サービスの実装を行うため、収益性を高める手段等を洗い出し、事業モデル案を作成する。

(2) 推進計画に係るフォローアップ手法の検討

(1) で検討した導入内容・方針、事業モデル案等について、適切な計画のフォローアップを行うため、以下に示す項目について分析・整理を行う。

- ① 検証項目設定
技術面、社会受容性面、経営面の各観点において検証が必要な事項を洗い出し、整理する。
- ② 検証方法設定
①にて作成した検証項目ごとに、有効な検証方法を設定する。
- ③ 目標値設定
②にて策定した検証方法ごとに、検証時における目標指標を設定する。
- ④ 検証計画作成
①から③にて策定・設定した内容を踏まえた検証計画を作成する。

(3) 推進体制の構築支援

本県における無人自動運転サービスの実現に係る取組を推進するための官民組織（以下、「協議会」という。）の立ち上げ及び国実証調査事業実施に向けた体制づくり、有識者による検討体制づくり等、以下に示す項目について調整を行う。

- ① 事業推進体制構築支援
レベル4無人自動運転サービスの社会実装を推進するための協議会メンバーを選定し、協議会への参画に向けた各種調整を行い、協議会を立ち上げる。
- ② 実証実施体制構築支援
長崎県が令和7年度から予定しているレベル4無人自動運転サービスの社会実験等の実施に向け、国実証調査事業への応募に必要な基礎自治体、交通事業者を含めた国実証調査事業の実施体制を構築する。
- ③ 有識者による検討体制の構築支援
（1）で策定する推進計画や今後の自動運転に係る取組について、有識者による助言等を行う体制を構築する。
併せて、本検討体制における資料作成、調整等を行う。

(4) 国実証調査事業提案書（案）の作成

長崎県が令和7年度から予定しているレベル4無人自動運転サービスの社会実験等の実施に向け、実験箇所、実験車両の仕様及び費用、採用する自動運転技術、ルート設定（自動及び手動運転区間の分け）、運行本数、スケジュール等を整理した、国実証調査事業に対する提案書（案）を作成する。

3. 特記事項

本業務を履行するにあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 疑義の解決

業務仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告を行い、双方で協議を行ったうえで、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

また、疑義の内容及び協議・指示事項について、受託者は全て記録に残し、記録の内容について発注者の了解を得るものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を、発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。

受託者は、別記「個人情報及び業務情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 業務の完了

業務については、成果品納品書と共に成果品を提出し、発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに改造、補強、補正等の必要な措置を講じなければならない。

なお、業務完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い、受託者は責任をもって再検査し、直ちにその誤りに対して必要な措置を講じなければならないものとする。

4. その他業務に必要な資料

発注者は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務終了後は速やかに返却しなければならない。

5. 打合せ協議

業務着手時、中間時 5 回、最終納品時の計 7 回の打合せ協議を行う。

6. 報告書及び求める成果品

(1) 報告書詳細版 (A 4 判) 40 部

(2) 報告書概要版 (A 4 判) 40 部

(3) 上記すべてにかかる電子データ一式

※ 数値データ等は、報告書と別に Excel 形式など編集可能なデータ形式でも納めること。

(4) 調査、分析等において作成した地図データ

※ 地図データは、Shape 形式など汎用性の高いデータ形式で納めること。

7. 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 (2025 年) 2 月 28 日 (金) まで

8. 予算額

10,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第

三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(調査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 15 乙は、個人情報への漏えい、滅失及びき損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第 17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。

(1) 業務に従事している者又は従事していた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第176条）
②その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第180条）

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者が行った(1)の②の行為については、法第179条の規定に該当する場合においては、乙（法第184条第1項の法人又は人をいう。）に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第 18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。

(1) 個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したとき	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科
--	-------------------------------

②業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれらの併科
---	-------------------------------

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が行った

(1)の①又は②の行為については、乙に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。